

『2013年版 司法試験 完全整理択一六法 憲法』  
お詫びと訂正

以下の箇所にも誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
255	下から2行 目	(3)いわゆるビデオリンク方式を採用することによって被告人は自ら尋問することができないが、それは証人が受ける精神的圧迫を回避するためであり、弁護人は尋問できるのがあるから、被告人の証人審問権を侵害しているとはいえない(最判平17.4.14)。	(3)いわゆる「ビデオリンク方式の証人尋問」(157の4)を採用することが、憲法の保障による証人審問権を侵害しないかにつき、判例は、「被告人は、映像と音声の送受信を通じて、証人の姿を見ながら供述を聞き、自ら尋問することができるのであるから、被告人の証人審問権は侵害されていない」としている(最判平17.4.14)。	2012.8.20